

石津裕之著

『近世の神社・門跡と朝廷』

西川 雄也

本書は、石津裕之氏が京都大学へ提出した学位請求論文をもとに、その後に表示した論稿や新稿を追加して再構成した論文集である。以下、まず各章の内容を要約・紹介した上で、本書の成果と、評者の雑感について述べていきたい。

一、本書の構成と内容

本書の構成は以下の通りである。

序章 近世の神社と門跡をめぐる研究史と課題

第一部 朝廷との関係をめぐる神社の動向

第一章 近世の神社伝奏と神社―北野社を事例として―

第二章 近世後期の二十二社と朝廷―北野社を事例として―

第二部 朝廷執行部による統制と門跡

第一章 近世中期における宮門跡の相続

第二章 宮門跡の肝煎

第三章 宮門跡の御世話人

第四章 近世僧位僧官の叙任経路をめぐる諸動向―北野社を事例として―

第三部 神社と門跡の関係

第一章 神社・門跡・社僧・宮寺としての近世北野社―

第二章 近世の祇園社と青蓮院・妙法院

補論 近世の石清水八幡宮と門跡

終章 近世における神社・門跡・朝廷の関係史

まず序章では、本書の目的を「近世の神社・門跡・朝廷の関わりを論じること、三者の中でも特に神社と門跡の姿を明らかにしようとするものである」(一頁)とし、三つの具体的な目的の提示と研究史整理を行い、問題意識を示す。一つ目は「朝廷との関係という視点から、近世における神社の動向に迫る」ことであり、近世の神社史研究が整理される。近世の神社史研究は特に吉田家・白川家による神職編成への注目のもと神社・神職の姿を明らかにしてきたが、朝廷との関係から神社・神職の動向を問う研究は不足しており、神社から朝廷へ奏事を取り次ぐ神社伝奏と、朝廷より崇敬を受け恒例・臨時の奉幣使が派遣される二十二社の研究の深化を課題とする。二つ目は「近世朝廷で実施されていた門跡に対する統制を検証し、その統制が門跡の動向や存在形態に与えた影響について考察する」ことである。近世の門跡に関する研究整理より、特に朝廷の統制機構にいた摂家・武家伝奏・議奏の公家たちとの関係から、近世中後期の門跡の存在形態や動向を捉える必要を論じて分析視角を提示する。三つ目は「朝廷の存在に留意しつつ、神社と門跡がいかなる関係を有していたのかを検討する」ことであり、近世の神社と門跡の関係を論じた先行研究

が整理される。そして、門跡と本末関係にある修験・末寺が、別当・神宮寺という立場から神社に関わる「間接的な関係」については考察が重ねられているが、門跡が神職の補任状発給や官位執奏を担い、他所の支配を退ける権威として機能するような「直接的な関係」については具体相を深める余地があり、分析対象を広げつつ個別事例研究の進展を目指す必要性を説く。以上の問題意識に基づき、三つの目的に沿う形で各部が展開されていく。

第一部では、朝廷との関係から近世の神社について検討する。第一章では、北野社の官位執奏の様態を分析し、複数の公家に担われていた官位執奏が、享保二〇年（一七三五）に別当である曼殊院門跡に一元化し、神社伝奏の主体が変化したことを明らかにする。そして、（ α ）神社伝奏と神社構成員の意向、（ β ）神社伝奏と神社間に存在する独特の論理、という二つの要素によって、神社伝奏の主体は規定されるとする。第二章でも同じく北野社を事例に、近世後期における二十二社と朝廷の関係を論じる。まず北野社の場合、曼殊院が「御世話人」の関与を伴いつつ朝廷と神社を媒介する役割を担っていただけでなく、菅原氏の公家もその役割を果たしていたことを指摘する。そして、菅原道真九百年遠忌法会の勅会化をめぐる神社構成員の動向を検討し、利害に基づき勅会化への対応を変化させる姿を明らかにし、朝廷の意向に必ずしも従順でない姿勢や、二十二社の格式を意識し社格上昇を目指す神社構成員の動向を評価する。

第二部では、近世中後期の朝廷による統制との関わりから、門跡の動向や存在形態を検討する。第一章では、武家伝奏広橋兼胤の公務日記を主な素材に、近世中期における宮門跡の相統の構造

の把握を試みる。当該期の宮門跡の相統は、宮家王子を附弟として後継を確保する直接相統と、他の門主を転住させる転住相統に大別され、前者では相統に関わる諸主体間で円滑な合意形成がなされるも、後者では難航する場合があったことを論じる。その要因として、近世中期以降に天皇皇子が減少する中で、宮家王子による宮門跡相統が一般化し、天皇の「御養子」か否かが宮門跡間の序列として機能する原理があった。それに対し、転住相統に伴う「寺格」降下を危惧する門跡寺院構成員や、「三室」の無住回避を基本方針とする朝廷執行部の動向が、相統を難航化させたと指摘する。第二章は、近世中期における朝廷執行部と宮門跡を媒介し、門跡統制の一端を担っていた「肝煎」について、続く第三章は、肝煎と並ぶ「御世話人」について、その実態と段階的な位置づけの変化を論じる。元禄期／享保期は、霊元院が実父・養父の立場から近臣に命じる私的な門跡統制の担い手として、肝煎が継続的に門主に付けられていたが、享保期／宝暦期に、肝煎は門主の入寺得度を機に離任するようになり、前期のあり方を前提に朝廷内で公的性格を増し、朝廷執行部と門跡間の取次を担うようになる。宝暦／安永期には、御世話人が現れ、肝煎が主担当、御世話人が副担当として朝廷執行部と門跡間を取り継ぐが、安永期／天保期には肝煎が消滅し、御世話人が単独で関白・宮門跡間の朝廷向き案件の「内々」の調整を担う。著者はこのような御世話人の存在を、宮門跡にとっては統制を招きつつも、関白へ繋がる「内々」のルートとして利する存在であったと評価する。さらに、宮門跡の肝煎・御世話人と皇族の「肝煎」・「御世話卿」を比較し、肝煎は皇族の中でも天皇家に付される存在として一般化でき、御

世話人は肝煎と比べ、より広範な門跡寺院という組織に対して付されるようになるという点で、近世朝廷制度の中で異なる展開を見せた存在と指摘する。第四章では、安永期の北野社構成員の官位再興運動から、僧位僧官の叙任において叙任主体が変更される可能性があったことや、叙任主体が門跡か天皇かという次元で被叙任者の序列に関わり問題化したこと、被叙任者の人数が論点となり得たことなど、従来見過ごされてきた動向を指摘し、各門跡の掌握する叙任経路を正確に復元する必要性を主張する。加えて、門跡寺院構成員が門跡による叙任を名譽と認識しつつも、支配の安定を優先して叙任の勅許化を選択したことも明らかにする。

第三部では神社と門跡の関係を取り上げ検討する。第一章では、門跡と直接的な関係を有した北野社を事例に、①門跡による神社支配、②社僧の存在形態、③神社構成員間の対立と門跡の動向という三つの問題意識に即して、神仏習合の様相を組み込んだ近世の神社の具体像を論じる。①については、祠官松梅院と曼殊院の支配の競合を分析し、近世後期に、朝廷執行部の支持を受けつつ曼殊院が支配を安定化させたことを明らかにする。②については、宮仕を素材として、天台宗の「法師」として把握される一方、「神職」としての「職分」を自認している姿を明らかにし、社僧の身分的位置に注目する必要性を説く。③については、神社構成員間で対立が発生した際に、曼殊院は「寺務」としての支配維持のため、対立を調整する志向性を有したことを明らかにする。そして以上から、近世の神社をめぐる神仏関係について、社僧の意識まで踏み込んだ分析を行うこと、神社の支配主体の志向性に注意すべきことを提唱する。第二章は、直接的関係にない神社と門

跡の関係として、神仏習合の形態をとっていた祇園社と青蓮院・妙法院の関係を検討する。祇園社は至徳二年（一三八五）以降天台門跡の干渉を受けなくなるが、近世には社僧が青蓮院・妙法院で得度していたことを明らかにする。しかし、社僧は得度場所を変える場合もあり、それをめぐって争論となった天保期の一件では、青蓮院で得度した祇園社宝寿院豊丸を妙法院の弟子と見做すことで解決に向かう。ここから、形式さえ整えば得度場所が一元化されなくても權威が傷つかないという、門跡の宗教的權威がもつ「緩やかさ」を指摘する。また、北野社と祇園社の事例の対比から、門跡と神社の関係を検討する上で、中世以前からの歴史的経緯に留意することの重要性を説く。続く補論は、前章で展望として示した中世以前の歴史的経緯への着目と、得度を介した神社と門跡の関係性という視点から、石清水八幡宮と門跡との関係について検討する。石清水八幡宮においては、社職補任権や装束着用許可権が天皇・朝廷の直轄下にあり、北野社のように門跡が介入する余地がなかった一方、八幡宮社務家の得度は複数の門跡で行われており、祇園社同様に得度を介した門跡との関係が見られることを明らかにする。また、複数門跡で得度が行われた背景として、無住や体調不良といった要因に対する門跡側の柔軟な対応、法脈継承ではなく門主を戒師とすることに価値を見出す社務家側の態度を指摘する。

終章では、各章の総括を行い課題と展望を示す。総括としては、神社と直接的な関係を持つ神社における特徴的な様相として、神社構成員間の対立時の動向と、門跡が神社と朝廷の媒介者として存在していた点を指摘する。構成員対立時には、門跡という一つ

の権威が頼られ、対して門跡は支配維持のため対立の調整を志向する。このような状況を先行研究で指摘される「ブレ神仏分離」と対比して、社僧排斥を伴わない神仏習合の温存と捉える。また、門跡の朝廷・神社間の媒介者としての役割については、神社伝奏の役割として注目が大きかった官位執奏、朝廷の命令の下達という機能を門跡が有していたことを指摘し、近世の神社制度を構成する要素として門跡を位置づける。最後に課題と展望として、研究対象の拡張と事例比較、議論の普遍化や国家史・天皇朝廷権威の問題への接続、幕府の姿勢を踏まえた考察、神仏習合の類型による神社・門跡の関係の整理という点を挙げる。

二、本書の成果

続いて評者の思う本書の成果についてまとめたい。まず重要なのは、神社と門跡の関係という視角が提示され、これまで見過ごされてきた様々な実態が描き出されたことであろう。著者も研究史を整理するように、近世史における神社研究と門跡研究は、神道と仏教という異なる宗教の文脈で論じられる傾向があり、神社と門跡の関係は事例としては提示されつつも、直接的な問題として議論が展開されることは稀であった。神道史と仏教史を架橋するような論点としてこの問題が提示されたことは、これまで顧みられてこなかった近世における宗教社会の実態を描き出す上で有効な手法となっている。神道史に則して言えば、吉田家や神社伝奏に対する注目が高かった研究史に対して、二十二社としての北野社を対象とし、官位執奏や朝廷との媒介者としての門跡の役割など、見過ごされてきた実態が丁寧に描き出された。仏教史に関

して言えば、社僧の得度の実態から、宗派や法脈という問題では捉えきれない門跡の宗教権威・存在意義が提示された。さらに、これらの議論の交差点として、近世の朝廷や神仏習合の実態についても新たな論点が提示されている。特に朝廷の宗教統制については、変化する神社伝奏や、特定公家の神社への関与、門跡の肝煎・御世話人など、朝廷・公家研究としても新しい観点が提示されているのではないだろうか。神仏習合については、それを体現する存在でありつつも研究蓄積の少なかった社僧に光を当て、その身分的位置づけを論じ、近世社会における神仏習合の一面面を描き出したことが大きな成果であろう。

そして、これらの行論の中で、北野社・曼殊院をはじめとする神社の動きを、その内部組織の構成員の動向まで把握し実証的に論じたことは、特筆すべき成果と考える。本書で対象とする二十二社や門跡は、近世の国家的な祭祀を担う存在として関心は高かったが、それゆえに朝廷や幕府の視点から論じられることが多く、寺社内部の動向まで見通した議論は少なかったと思われる。対して本書は、勅会化に対するしたたかな動向や、官位叙任に絡む組織の内部秩序の問題、構成員間の対立など、それぞれの論理と利害関係で動く実態的な神社内部の姿を描き出している。また、門跡研究の視点から言えば、門主交代による寺格降下を憂い、門主による叙位を名譽とする門跡寺院構成員の認識や行動を踏まえて論じたことで、これまで強調されてきた門跡の「人としての側面」を「寺院としての側面」として捉え返すことに成功している。このような成果の背景には、特に北野社の史料を博搜し精緻な分析を重ねた著者の研究姿勢も大きく関わるだろう。現在、寺社史

料の刊行が進み利用のハードルが下がりがつつあるが、北野社のような大規模な神社においては、未活用の史料も多く、研究利用が難しい場合もある。このような障壁を顧みず、調査と検討が積み重ねられた上に成った本書は、当該分野における実証水準を引き上げた成果と考える。

三、本書に対する疑問点・雑感

では、本書に対する評者の雑感を述べたい。まず、個別的な論点から先に提示する。第一部第二章で北野社と菅原氏の公家との関係が論じられたが、菅原氏の中でもどのような人物が朝廷との媒介者として期待されたのか。例えば、氏族の長として氏長者が担うのか、本文に霊元院の奉納を取り継いだ五条為範が院参衆であつたと示されるように（八九頁）、個々の公家の職掌や性格が期待されるのか。このような公家個人の性格によっては朝廷との経路としての評価や意義も変化するように感じる。より掘り下げた分析を期待したい。

次に、第二部第四章で、櫛笥隆望の認識を示す【史料11】傍線部②から、曼殊院の管轄する北野社の叙任経路について、「他宗（真言宗）の三門跡（※評者註・仁和寺・大覚寺・勸修寺）との関連度が高いという実態があつた」（二三一頁）とし、同章註29（二三八頁）にて宗派を単位として僧位僧官の叙任経路が把握されてきた研究史に対し「宗派の違いを超えて叙任経路が関連していた実態」を示し、その重要性を提起する。この提起自体は非常に重要であるが、本史料のみでそこまで評価できるかは疑問が残る。同箇所のみを見れば、幕府による受領許可停止に対する仁和

寺・大覚寺・勸修寺の三門跡の叙任権回復運動という直近事例が持ち出されただけの可能性も捨てきれない。僧位勸許化をめぐる反発は、他の天台門跡でも想定できないわけではなく、ここで真言宗門跡が持ち出されているのは宗派性とは別次元の問題のように感じる。もちろん、先述のように第三部第二章などで示された宗派の枠に留まらない門跡の存在意義は評価できる。本史料のみに留まらず、様々な視点での検討が今後必要だろう。

続いて、第三部第一章で明らかにされた社僧（宮仕）の身分的位置づけについて、同章註96（二八〇頁）に本章の元となった報告に対する村上紀夫氏の批判と、それに対する筆者の応答がある。そこで社僧の存在形態は神道か仏教かの二元論では捉えられず、神仏分離を考える上で多様なレベルでの腑分けが重要と示されており、この論点は正鵠を得ていると思う。一方で多様なレベルの中でも、特に同章で示される宗旨改めや人別改めは、まさに近世における幕藩領主の統治に関わるレベルで「二者択一」を迫るものとも考えられ、重要な論点ではないだろうか。同章では宮仕が「法師」として応じた貞享三年（一六八六）の宗旨改めと、「法中」として応じた寛政元年（一七八九）の人別改めに言及されるが、寛政元年時、宮仕が当初「社中」として応じようとしていた点も気になる。恐らく寛政期までに何度か同様の機会があったのではないかと想像されるが、そのような機会に着目して、宮仕の身分認識が如何なる変遷をたどっているのか、またそこに「職分」としての「神職」の認識がどのように関わっているのか、分析を深める必要もあると感じた。

今度は北野社に係る点を述べたい。まず気に掛かるのは、松梅

院の位置づけである。松梅院は中世に室町幕府將軍家御師を勤めて社内で卓越した地位を築き、幕府からの統制回路となっていたことが指摘され、近世においては、北野社の領知朱印状を所持していたことが本書でも言及されている。このような朱印状の保持は、近世における寺社内での主導権を捉える上で研究史上重視されている。門跡との関係においても、例えば園城寺は家綱代に朱印状が発給されるまで、聖護院が朱印状を所持しており、その「寺務」権のもと支配されていたとされる。第三部第一章では、松梅院と曼殊院の北野社支配の競合の側面を論じているが、門跡の支配を問うだけでなく、門跡と競合しえた松梅院の位置づけと主導性を具体的に論じる必要を感じた。同時に、近世における曼殊院の北野社別当としての地位の確立過程も重要に思う。例えば興福寺の「寺務」は勅許により任命されるが、曼殊院には「北野社寺務職」を認める朱印状が発給されている。曼殊院の北野社別当としての地位は中世以来のものであるが、それが近世に朱印状として、幕府権力に認可される意義を考える必要もあろう。また、曼殊院と松梅院の支配が競合する状況下で、翻って曼殊院が一元的な支配を確立できなかった点の評価も必要に感じる。総じて、近世中後期の状況をよりクリアに理解する上でも、中近世移行期から近世前期において、北野社における内部組織の構造が如何に確立したのか見通す必要がある。この点については、朝廷との関わりだけでなく、幕府や所司代・京都町奉行所といった上方の幕府機関のあり方も論点となるのではないだろうか。

最後に本書を通読した感想を述べたい。本書は近世における神社・門跡・朝廷の関係を構築する上で、それぞれに係る研究潮

流から課題を洗い出し検討している。如上の課題に基づいて各章で実証された新たな事実や、研究史上見過ごされてきた実態を明らかにした点は本書の大きな成果だが、神社・門跡・朝廷の三者が合流するところに如何なる意義を見出すのか、本書を読む導線としても著者なりの意見が欲しかった。また、本書が神社と門跡を論じる上で、朝廷との関係を媒介として議論が構築されているため、両者の関係を捉える上で朝廷ありきの論点が強調されているように感じる。無論、研究史上、近世の宗教を論じる上で朝廷の存在は重要であるし、門跡の権威を考える上で貴種性や宮廷社会の一員であったという点は見逃せない。しかし、朝廷の存在を念頭に置くあまり、他の視点が弱くなっているかと危惧する。先に述べたような朱印状保持者の寺社内の主導性と、それを安堵する幕府権力の問題についてはまさにその一つと捉えられよう。

そして、北野社・曼殊院を中心に導き出された論点を他の寺社に如何に敷衍させていくのが今後の課題となろう。この点は評者が指摘するまでもなく、著者も充分意識していると思われる。そこで議論を敷衍化する上で、曼殊院や北野社を如何なる性格の寺社として捉え、類型化していくかが鍵となる。本書では朝廷から崇敬をうける二十二社、神仏習合の宮寺という側面が強調されていたが、果たして北野社をこの枠組みのみで論じることが有効であるかは検討の余地もあろう。例えば、著者は佐藤真人氏の議論を引用して、「神社と寺院の両面性を備える宮寺」として北野社・祇園社・石清水八幡宮を取り上げる。しかし、佐藤氏は同論文で三社を比較し、神事における仏法忌避の差異などを論じ、その要因を「北野の祭神が八幡大菩薩や祇園の牛頭天皇に比して仏

教的性格が希薄であつたことによるものだろう」と指摘する^⑤。つまり、祭神の性格というレベルまで落とし込むと、同じ宮寺でも祇園社や石清水八幡宮と北野社は少し異なる位相にある。このような祭神に対する意識は、第三部第一章で指摘された宮仕の「神」観念とも関連するのではないだろうか（二六〇—二六一頁）。

また、組織形態や社僧について言えば、石清水八幡宮の場合、「男山四十八坊」とも称される多数の僧坊があり、その僧侶たちは妻帯・世襲はしない。社僧を「神社に所属し、僧形をもつて仏事」とり行つた者」（二四三頁）と定義するなら、社務家だけでなく彼等もまた社僧と捉えられ、僧侶組織の規模も社僧の性格も、北野社とはまた異なる位相にあるように思える。この点も意識した比較検討や、今後、宮寺という枠組みを捉え直す試みも必要であろう。また、北野社を事例に示された論点は神社としての議論に収まるものではなく、門跡が組織の長官に据えられた寺院との比較の可能性も充分にあり、まさに神道・仏教を架橋して論すべき課題が多くある。二十二社としての位置づけを強調するだけでなく、中世には神社勢力として活動し、朝廷に近く大規模な組織を形成した畿内の大寺社として見る視角も必要だろう。加えて、曼殊院で言えば、宮門跡の枠組みだけではなく、天台門跡の中での位置づけについても重要であろう。しかしながら、著者も言うように他の寺社についてもより多くの実証研究が積み重ねられるべき段階にある。事例の比較・総体化は、筆者のみに帰す問題ではなく、当該分野として取り組むべき課題として捉えたい。

以上、雑駁ながら本書を通読した感想を述べてきた。浅学の身ゆえ誤読や曲解、充分に理解が及んでいない点も多くあるが、

それは偏に評者の責に帰す。著者には何卒ご寛容いただきたい。本書の神社・門跡・朝廷に係る新たな実証成果は、いずれの分野においてもその研究水準を確実に引き上げたものであり、今後広く参照されるべき重要な成果である。読者諸賢がそれぞれの立場から新たな発見と議論を進めることを心より期待している。

① 三枝暁子「北野祭と室町幕府」（『比叡山と室町幕府―寺社と武家の京都支配―東京大学出版会、二〇一一年、初出二〇〇七年）一三二—一三三頁。

② 河内将芳「宗教勢力の運動方向―中近世移行期における―」（『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年、初出二〇〇四年）。

③ 下坂守「園城寺の「寺務」権の推移―寺院運営をめぐる聖護院門主と三院寺衆の争い―」（『園城寺文書編纂委員会編『園城寺文書第四巻』解題、園城寺、二〇〇一年）。

④ 水谷友紀「近世社会における南都寺院と門跡―興福寺と奈良町をい」とぐちに」（『島蘭進はか編『シリーズ日本人と宗教―近世から近代へ―將軍と天皇』春秋社、二〇一四年）一四四頁註6。

⑤ 佐藤真人「宮寺の神仏習合上の特質とその変容―朝廷祭祀との関連をめぐって―」（『日本の仏教』三号、一九九五年）一四四頁。

⑥ 西中道「石清水八幡宮の祭祀と僧俗組織―放生会と安居神事をめぐって―」（『椋山林繼・宇野日出生編『神社継承の制度史』思文閣出版、二〇〇九年）五九頁。

（A5判 三六〇頁 二〇二四年三月）

吉川弘文館 税別一〇〇〇円

（京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程
・八幡市教育委員会）とも未来部文化財課